

2015年7月1日

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

近江鉄道株式会社

近江鉄道は、西武グループのグループビジョンスローガン「でかける人を、ほほえむ人へ。」を実現すべく、「安全・安心」と「お客さま目線に立って」を基本に、バス事業者として、輸送の安全を確保することを最大の使命とし、コンプライアンスの徹底と安全最優先の企業風土の醸成に努め、安全方針「すべてに安全が最優先である」のもと、社長をはじめとした全ての役員・社員が一丸となって、輸送の安全性向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるとともに、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底します。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定(Plan)、実行(Do)、チェック(Check)、改善(Act)のサイクルを確実に実施するとともに、随時、安全対策を見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標（2015年度）

- (1) 重大事故 0件
- (2) 有責事故 前年比50%減少
(車内事故、歩行者・二輪車との接触事故、交差点・横断歩道上での事故 0件)
- (3) 飲酒運転の撲滅
- (4) エコドライブの推進 バスの燃費1%向上

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況（2014年度）

- 重大事故 目標：0件 実績：1件
- 有責事故 目標：前年度比50%減少 実績：前年度比24%増加
 - ・ 車外人身事故 目標：0件 実績：8件（重大事故0件）
 - ・ 車内人身事故 目標：0件 実績：4件（重大事故0件）

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（2014年度）

- 車外人身重傷事故 1件
- 車内人身重傷事故 0件
- 車両の装置の故障により運行できなくなったもの 1件

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◇ 別図1「安全確保に関する体制及び運転の管理に関わる体制」のとおり

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的におこなうよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査をおこない、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

7. 輸送の安全に関する取組み実績及び教育・研修の実施状況（2014年度）

- (1) 所長会議（運行関係） … 毎月1回、随時
 - ・安全統括管理者、営業所長、所長代理、副所長、本社関係者等が出席する安全に関する基幹会議において、毎月の各営業所の運行管理指導結果及び運行管理計画等について、意見交換をおこないました。
- (2) 安全サービス（SS）推進委員会の活動
 - ・各営業所のSS会長（乗務員代表）と現場管理者、安全統括管理者、本社関係者が出席する会議を年に4回開催し、四半期毎のSS推進活動にかかるPDCAサイクルの実施状況について、意見交換や情報共有をおこない、安全意識の高揚を図ります。また、本会議で出た意見について、各営業所のSSリーダー会議を通じて、各SSサークルの活動に反映しました。
 - ・乗務員による小集団活動として、各営業所のSSサークル(1サークル：7～10名で編成)では、四半期毎の目標及び計画に基づいた取組みをおこない、輸送の安全とサービスの向上に努めました。
- (3) ヒヤリハット情報の活用、危険予知訓練（KYK）
 - ・各営業所のSSサークル活動において、ヒヤリハット情報を収集し、分析した傾向と対策については乗務員教育に活用しました。また、営業所全体で危険箇所の洗い出しを行い、点呼時に注意喚起を行なうとともに掲示板に掲示するなどして事故の未然防止に努めました。
 - ・事故防止の取組みとして設置しているドライブレコーダー（常時記録・映像記録型）の映像等を活用し、危険予知訓練に役立てました。
- (4) 春・秋の全国交通安全運動や年末年始の輸送等に関する安全総点検等、各種安全運動の取組み
 - ・社報及び通達等で各種取組みについて周知をおこない、各営業所のSS推進委員会とともに運動を展開しました。

- ・各種安全運動期間中において、社長をはじめとした役員、安全統括管理者による巡視や本社関係者による査察を実施し、所員に対する取組みへの講評をおこなうとともに、現場との意見交換を通じてコミュニケーションの活性化を図りました。



(5) グリーン経営（エコドライブ）の推進

- ・2007(平成19)年11月20日、『グリーン経営認証』を取得しました。「環境方針」に基づき、活動推進体制を整備し、「エコドライブ7ヶ条」をはじめとして、環境保全の取り組みを推進しました。

(6) 飲酒運転防止の推進

- ・2007(平成19)年4月、アルコール検知器を新機種（営業所用・携帯用）に代替するとともに免許証リーダーを設置しました。始業及び終業の点呼時には、酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて確実におこない、社内基準値を超えたデータは、本社部門及び営業所長の携帯電話にも転送し、厳正に対応しました。
- ・労組支部役員、主任運転手及びSSリーダー等の立会点呼において、飲酒運転撲滅に向けた注意喚起をおこないました。また、安全統括管理者及び本社管理職員の巡視や査察の際には、点呼に立会い、安全意識の浸透を図りました。

(7) 健康管理の推進

- ・年に2回（春と秋）の定期健康診断を乗務員に必ず受診させ、結果に基づいて産業医、保健師による健康管理指導をおこないました。要医師指導者に対しては医師の診察を受けるよう指導し、受診後は運行管理者による面談を実施するなどして、乗務員の健康状態を把握しました。
- ・乗務前点呼においては、乗務員の体調確認をおこない、また、乗務中に体調の異常を感じた場合には、無理に運転を継続せずに運行管理者等へ報告するよう指導し、運転者の健康に起因する事故の未然防止に努めました。
- ※ 2014(平成26)年度より、睡眠評価装置スリープアイを導入し、順次、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の簡易検査を実施し、SASに起因する様々な健康障害や、交通事故防止の為、適切な健康管理の指導に努めています。

(8) 適性診断受診結果の活用

- ・自動車事故対策機構の「ナスバネット（インターネット適性診断システム）」を利用し、3年に1回の受診を計画的に実施しました。なお、60歳以上の乗務員には毎年の受診を義務付けて（65歳以上は適齢診断）、高齢運転者の事故防止に努めました。
- ・適性診断の結果を受けて、運行管理者による個人指導をおこなうとともに、自分自身の弱点を記載した適性診断カード等の活用により事故の再発・未然防止に努めました。

(9) 車両整備管理者会議の開催 … 毎月1回、随時

- ・営業所整備管理者、整備工場長、本社関係者等が出席する車両整備会議において、日常点検及び定期点検整備の実施状況、リコール対象車両の改善措置及び安全確保に関する対策の実施状況等について意見交換をおこない、車両の安全性向上を図りました。

(10) 乗務員への教育・研修

- ・年間を通じて各種教育・研修、指導をおこないました。
 - 全乗務員対象事故防止研修（ドライブレコーダー活用）
 - 新入乗務員基礎教育研修
 - 冬期雪上訓練
 - バリアフリー研修
 - タコグラフチェック個人指導
 - 事故惹起者個人研修
 - 接遇研修
 - バスジャック訓練
 - モニター添乗個人指導 等



乗務員研修の様子



外部講師による接遇研修の様子



交通バリアフリー研修(滋賀県バス協会主催)の様子



冬期雪上訓練の様子

(11) 運行管理者(補助者)への教育・研修

- ・年間を通じて各種教育・研修、指導をおこないました。
 - 所長代理・副所長研修
 - 若年事務員研修
 - 乗務員の健康管理に関する研修
 - 事故発生の初期対応研修
 - 交番担当者研修 等

8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

- ◇ 別図2「事故・災害に関する報告連絡体制」のとおり

9. 輸送の安全に関する計画及び教育・研修の計画(2015年度)

- ◇ 別図3「運行管理計画表」のとおり

10. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

- ・2014年10月、社内の監査担当部門である倫理・内部統制部により自動車部(管理部門)及び各営業所の内部監査を実施し、特段の指摘事項はなく、概ね適正であることを確認しました。

11. 輸送の安全に関する設備投資

2014年度実績

- | | | |
|---------------------|-------|----------|
| ・睡眠評価装置スリープアイを導入 | (4台) | 1,880千円 |
| ・ドライブレコーダーを常時録画型に代替 | (80台) | 15,764千円 |
| ・バックモニターを液晶テレビ型に代替 | (17台) | 1,411千円 |

2015年度予定

- | | | |
|---------------------------------|-------|----------|
| ・ドライブレコーダーを常時録画型に代替 | (53台) | 12,190千円 |
| ・アルコール検知器免許リーダーをIC免許証ソリューションに代替 | (3台) | 342千円 |
| ・バックモニターを液晶テレビ型に代替 | (13台) | 1,079千円 |

12. 安全統括管理者

- ・取締役 執行役員自動車部長 横幕 信一郎

13. 安全管理規程

- ◇ 別紙のとおり

以上

映像記録型ドライブレコーダーの設置について

近江鉄道株式会社では、安全性の向上や事故防止、エコドライブの推進を図ることを目的として、映像記録型ドライブレコーダーを設置しております。

記

1. 設置車両

路線バス車両 201両（常時録画型）
貸切バス車両 68両（衝撃感知型）

2. 車両内カメラの設置位置

車内バックミラー付近（車内向き） 1箇所・・・常時録画、衝撃感知型
車内中央付近（車内向き） 1箇所・・・常時録画型
車内前方ダッシュ付近（車外向き） 1箇所・・・常時録画、衝撃感知型
車外前扉上部付近（車外向き） 1箇所・・・常時録画型

3. ドライブレコーダーの機能

【常時録画型】

メインスイッチONと同時に常時録画を開始し、乗車業務中の映像を漏れなく記録することができ、日時、位置情報、走行速度、急ブレーキなど、走行履歴データの取得ができます。

【衝撃感知型】

事故発生時や急発進、急ブレーキなどにより一定以上の衝撃をセンサーが感知した際、または運転手が危険（ヒヤリハット）を感じ運転席にあるスイッチを操作した際、その前後数十秒間の走行、車内の状況を動画として記録します。

事故などの状況や危険（ヒヤリハット）を詳細に解析することにより、事故の再発防止、未然防止及びエコドライブに役立てることができます。

4. お客様の個人情報について

記録されたデータ情報は、事故防止対策や乗務員教育等の目的以外には利用することはありません。また、法令に定められている場合を除き第三者に提供することなく、その扱いについて「近江鉄道株式会社 個人情報保護方針」に基づき厳格な取扱いをいたします。

以上

安全管理規程

近江鉄道株式会社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び社員（社員に準ずる者を含む。以下「社員」という。）を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を次項の規定に定め、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

2 社長、役員及び社員（社員に準ずるものを含む。以下、「社員」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

(1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。

(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。

(4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と認められる取扱いをすること。

(5) 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとること。

(6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。

(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 第1項に基づく施策及びその取組みの実績その他輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 近江鉄道グループは密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 管理の受委託等、当社業務を委託する場合にあっては、受託事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、受託事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、受託事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、毎年度目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画として毎年度「運行管理計画」を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保するため自動車事業の実施及びその管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、自動車事業の遂行に際し、施設、車両、要員、予算その他の必要な計画を策定し、管理者及びその他必要な責任者に対し、安全性及び実現の可能性を検証させる。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を行う上での意見を尊重する。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。なお、当社の自動車運送事業における安全の確保に関する体制は別図1のとおりとし、各々の役割は次のとおりとする。

- (1) 安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 自動車部長：安全統括管理者の指揮の下、(3)～(7)の各管理者の行う業務を統括管理する。
- (3) 業務課長：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
- (4) 営業所長：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各営業所内各担当を統括し、指導監督を行う。
- (5) 統括運行管理者：安全統括管理者の指揮の下、営業所長の指示を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理者を統括し、指導監督を行う。
- (6) 運行管理者：統括運行管理者の指示を受け、営業所の運行管理業務全般を処理し、輸送の安全の確保及び乗務員の指導監督を行う。
- (7) 整備管理者：安全統括管理者の指揮の下、営業所長の指示を受け、営業所の車両の安全確保等全般を処理し、乗務員の指導監督を行う。
- (8) 管理部長：輸送の安全確保に必要な組織計画に関する業務を統括する。
- (9) 人事部長：輸送の安全確保に必要な要員計画に関する業務を統括する。
- (10) 総合企画部長：輸送の安全確保に必要な投資・資金計画に関する業務を統括する。

- (11) 倫理・内部統制部長：内部監査に関する業務を統括する。
- 2 社長は、前項の管理者の選任、解任等については、これを社員等に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。
 - 3 各管理者が事故等によりその職務が遂行できないときは、その都度社長が指名した者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、取締役または執行役員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者等の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、本規程の周知及び関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長及び役員に報告すること。
 - (6) 社長及び役員等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 - (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- 2 自動車部長は、業務課長と連携して各営業所長等の行う業務の実施に関し適切な管理を行うとともに、輸送の安全に関し、安全統括管理者及びその他の管理者との連絡・調整を密にし、必要な情報の収集又は伝達に関する業務を行う責務を有する。
 - 3 管理部長は、組織計画その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行う。
 - 4 人事部長は、要員計画その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行う。
 - 5 総合企画部長は、投資計画、資金計画その他必要な計画の検討に当たり、資金、経営の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行う。
 - 6 倫理・内部統制部長は、別に定める「安全監査規程」により輸送の安全の確保に関する内部監査を実施する。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する運行管理計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達並びに事故防止対策の検討)

第12条 社長及び役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、「企業倫理ホットライン運用規程」を定め、社長及び役員に直接、情報が伝達されるようにヘルプラインを確保する。

- 2 安全統括管理者は、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるとともに、事故防止対策の検討を行う。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別図2及び「危機管理規程」によるものとする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び役員又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が迅速かつ円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は倫理・内部統制部を実施責任者として、安全マネジメント態勢が適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するため、「安全監査規程」に基づき、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果並びに、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長及び役員は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 法第29条の3の規定により、次に掲げる事項を毎年度取りまとめ、公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全の関する予算等実績額

- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

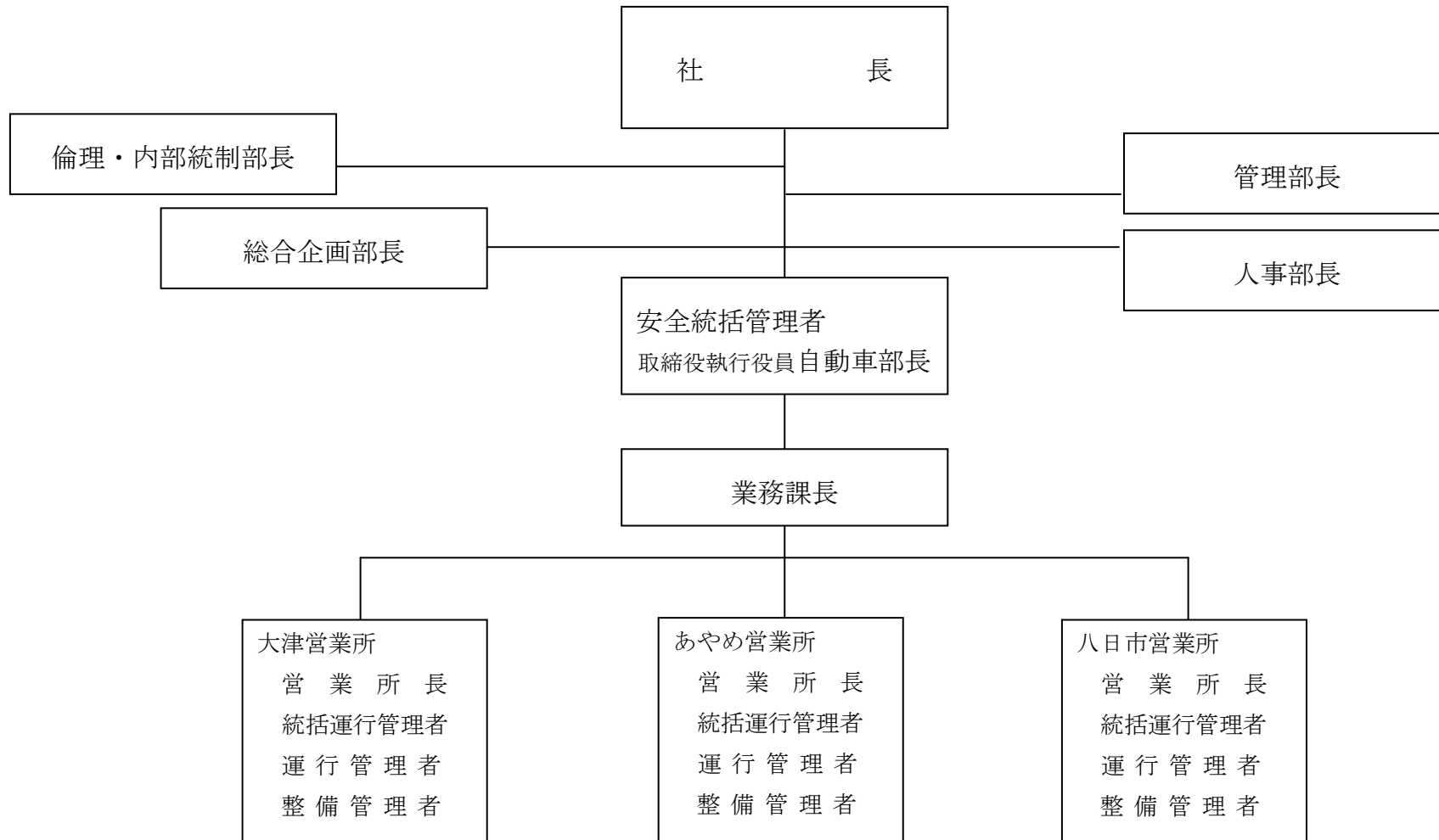
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長及び役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法については、「文書管理規程」に基づくものとし、詳細については、「文書保存内規（自動車）」に定めるものとする。

平成 18 年 10 月 01 日 制定
平成 20 年 03 月 01 日 改正
平成 22 年 02 月 10 日 改正
平成 22 年 11 月 20 日 改正
平成 23 年 04 月 01 日 改正
平成 25 年 04 月 01 日 改正
平成 26 年 04 月 01 日 改正

【別図1】安全確保に関する体制及び運転の管理に関わる体制



【別図2】 事故・災害に関する報告連絡体制

